

2019年度北海道サービス管理責任者基礎研修  
北海道児童発達支援管理責任者基礎研修 募集要領

北見日程基礎

一般社団法人 北海道セーフティネット協議会  
(北海道知事による指定法人)

1 研修の目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の適切かつ円滑な運営に資するため、サービスや支援の質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の養成を図ることを目的とする。

2 研修内容・講師（講師については別紙6参照）

【サービス管理責任者基礎研修】

別紙1「研修カリキュラム」に基づき、講義及び演習により実施する（2日間）。

【児童発達支援管理責任者基礎研修】

別紙2「研修カリキュラム」に基づき、講義及び演習により実施する（2日間）。

3 受講資格

【サービス管理責任者基礎研修】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する北海道内の指定障害福祉サービス事業所（開設予定を含む）においてサービス管理責任者として配置しようとする者であって、サービス管理責任者として必要な実務経験（別紙3参照）を満たす者及び実務経験を満たすまでの期間が2年以内の者。

【児童発達支援管理責任者基礎研修】

児童福祉法に規定する北海道内の指定障害児入所施設及び指定障害児通所支援事業者（以下「指定障害児入所施設等」という。）において児童発達支援管理責任者として配置しようとする者であって、児童発達支援管理責任者として必要な実務経験（別紙4参照）を満たす者及び実務経験を満たすまでの期間が2年以内の者。

※この研修は2019年3月31日以前に実施の旧サービス管理責任者研修及び旧児童発達支援管理責任者研修を受講した方は受講する必要がありません。旧研修を受講の方が引き続きサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者として従事するためには2024年3月31日までに「更新研修」の受講が必要となりますのでご注意ください。

4 開催期間・開催場所・募集定員

日程区分	研修日程（修了期間）	研修時間	定員	開催場所
名寄日程	2019年8月20日（火）～21日（水）	1日目	各日程 64名	名寄市民文化センター
函館日程	2019年10月10日（木）～11日（金）	9:30～18:50		函館地域交流まちづくりセンター
余市日程	2019年11月19日（火）～20日（水）	2日目		余市町福祉センター
北見日程	2020年1月21日（火）～22日（水）	9:15～17:40		北見体育センター

※各日程、サービス管理責任者基礎研修、児童発達支援管理責任者基礎研修を合計した定員となります

5 受講の申込期限・申込方法・受講の可否に関する通知

原則として申込みについては、事業所による申し込みとし、法人（開設予定の場合はその代表者）からの推薦がある者に限るものとする。

日程区分	申し込み締切・受講可否通知日	申し込み方法・申し込み先
名寄日程	2019年 5月25日（土）～ 2019年 6月10日（月） <6月20日頃に受講可否を郵送で通知>	申込方法：別紙7に示す項目について、北海道セーフティネット協議会のホームページから「インターネット申込」のみ 申込先：一般社団法人北海道セーフティネット協議会 <a href="https://hk-safetynet.org/">https://hk-safetynet.org/</a>
函館日程	2019年 7月16日（火）～ 2019年 8月 6日（火） <8月15日頃に受講可否を郵送で通知>	

余市日程	2019年 9月13日(金)～ 2019年10月 4日(金) <10月15日頃受講可否を郵送で通知>	※郵送、ファックス、メールでの申込みは受け付けておりませんので、ご注意ください。
北見日程	2019年11月20日(水)～ 2019年12月13日(金) <12月20日頃受講可否を郵送で通知>	

※本研修は地方による開催のため以下の地元対象エリアの方を優先して、選考します。

名寄日程：上川北部、留萌、宗谷、空知北部、オホーツク北部

函館日程：渡島、桧山

余市日程：後志、胆振

北見日程：オホーツク、釧路、根室、十勝

※申し込みが完了すると、受付完了の通知メールが届きますので、確認をお願いします。

※記載内容に虚偽があると認められたときは受講決定後であっても、受講決定を取り消すことがありますので、正確な状況や情報を記入ください。

※申し込みにあたり、「実務経歴証明書」の添付は必要ありません。

※締切日までの申込分について選考の上、申込のあったすべての方へ受講可否を通知します。上記受講可否通知日を5日以上過ぎても通知文が届かない場合は、ご連絡をお願いします。

## 7 受講料及び支払方法

全日程（2日間） 18,000円

- ・決定通知郵送時に同封する郵便局の振込用紙にて払い込みまたは所定の銀行への振込による納入を原則とする。納入期間は決定通知からおおむね1週間程度（研修実施前までには必ず）とする。（振込手数料は受講者の負担とする）
- ・研修開始日の15日前（当該日が土日祝日にあたる場合はその前日）までにキャンセルの申し出があった場合には受講料は全額返還しませんが（振込手数料は受講者負担）。それ以降のキャンセルについてはやむを得ない事情と認められた場合には1割のキャンセル料及び振込手数料を除いた額を返還する。なお、研修開始後の返還は認めない。

## 8 研修修了の認定・欠席の取り扱い

- (1) 出欠の確認方法：受講日ごとに出席簿の署名および押印にて確認する。
- (2) 修了の認定方法：既定の全カリキュラムを受講することを条件とする。ただし、やむを得ない事由によって講義部分の一部（30時間を上限とする）を受講できなかった場合には当日の補講により、受講を認めることがある。ただし、演習を欠席した場合の修了は認めない。
- (3) 受講決定の取消等：本研修において点数による評価は行わないが、受講申込者及び受講決定者が、講義及び演習中に以下のようなサービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として不適任である行為をしていたことを確認した場合については、北海道と協議の上、受講決定の取消、又は研修修了証書を発行しない場合がある。
  - ①研修とは無関係に携帯電話、スマートフォン、タブレット、PC等を使用する
  - ②他の受講者や講師等を一方的に批判、攻撃するなど演習の進行を妨げる
  - ③演習への発言や役割などを拒否、放棄する

## 9 シラバス

本研修プログラムについてのシラバスは、当法人ホームページに掲載する。

一般社団法人北海道セーフティネット協議会  
<https://hk-safetynet.org/>

## 10 受講申込先・問い合わせ先

一般社団法人北海道セーフティネット協議会 研修事業部  
〒085-0008 釧路市入江町16番33号  
電話/FAX：0154-64-7714  
Mail アドレス：kensyu@hk-safetynet.org

**(サービス管理責任者の要件、障害福祉サービス事業所の指定に関する問い合わせ)**

- ・札幌市、函館市、旭川市内の事業所は、当該市町村にお問い合わせください
- ・上記以外の市町村の事業所は、各総合振興局（振興局）にお問い合わせください

**(児童発達支援管理責任者の要件、障害児通所支援事業所等の指定に関する問い合わせ)**

- ・札幌市内の事業所は、札幌市役所にお問い合わせください
- ・上記以外の市町村の事業所は、各総合振興局（振興局）にお問い合わせください

※各総合振興局（振興局）の連絡先一覧

指定都市・中核市 総合振興局（振興局）	担当部署	電話番号
札幌市	（サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者等について） 保健福祉局 障がい保健福祉部 障がい福祉課 連絡先：jigyousyasetei@city.sapporo.jp（メールのみ）	
函館市	保健福祉部 指導監査課 障害等担当 （児童発達支援管理責任者等については、渡島総合振興局へ）	0138-21-3925
旭川市	福祉保険部 指導監査課 障害担当 （児童発達支援管理責任者等については、上川総合振興局へ）	0166-25-9849
空知総合振興局	保健環境部 社会福祉課 事業指導係	0126-20-0109
石狩振興局	保健環境部 社会福祉課 事業指導係	011-204-5864
後志総合振興局	保健環境部 社会福祉課 事業指導係	0136-23-1936
胆振総合振興局	保健環境部 社会福祉課 事業指導係	0143-24-9841
日高振興局	保健環境部 社会福祉課 事業指導係	0146-22-2559
渡島総合振興局	保健環境部 社会福祉課 事業指導係	0138-47-9536
檜山振興局	保健環境部 社会福祉課 事業指導係	0139-52-6654
上川総合振興局	保健環境部 社会福祉課 事業指導係	0166-46-4982
留萌振興局	保健環境部 社会福祉課 事業指導係	0164-42-8319
宗谷総合振興局	保健環境部 社会福祉課 事業指導係	0162-33-2985
オホーツク総合振興局	保健環境部 社会福祉課 事業指導係	0152-41-0690
十勝総合振興局	保健環境部 社会福祉課 事業指導係	0155-27-8518
釧路総合振興局	保健環境部 社会福祉課 事業指導係	0154-43-9254
根室振興局	保健環境部 社会福祉課 事業指導係	0153-23-6915

## 別紙 1

## 2019年度北海道サービス管理責任者基礎研修カリキュラム

区分	科目	内容	時間数
サービス管理責任者の基本姿勢とサービス提供のプロセスに関する講義【7.5時間】	サービス提供の基本的な考え方	サービス提供の基本的な考え方として、利用者主体の視点、自立支援の視点、エンパワメントの視点、ICFの視点、現実的な支援計画に基づくサービス提供、連携の必要性等について理解する。	60分 1日目：40分 2日目：20分
	サービス提供のプロセス	P D C Aサイクルによるサービス内容を確認することの重要性とその方法、個別支援計画の意義を理解する。	90分 1日目：65分 2日目：25分
	サービス等利用計画と個別支援計画の関係	サービス等利用計画における総合的な援助方針を導き出すプロセスを理解し、個別支援計画の出発点がサービス等利用計画の総合的な援助方針であることを認識する。また、サービス等利用計画が生活全体の範囲に及び、個別支援計画が生活全体をイメージしながらも事業所内サービスに重点を置いた計画であることを理解する。	90分 1日目：75分 2日目：15分
	サービス提供における利用者主体のアセスメント	サービス提供における利用者を主体としたアセスメントの考え方やその手法について理解する。また、障害種別や各ライフステージ、各サービスにおいて留意すべき視点について理解する。	150分 1日目：60分 2日目：90分
	個別支援計画作成のポイントと作成手順	個別支援計画の作成におけるポイントと手順についての事例等を活用し、作成の視点が一括マネジメントのみに陥らないように、エンパワメントの視点やストレングスの活用について理解するとともに、作成手順を習得する。	60分 1日目：40分 2日目：20分
サービス提供プロセスの管理に関する演習（7.5時間）	個別支援計画の作成（演習）	モデル事例を活用したグループワークにより、サービス等利用計画に示される総合的な援助方針、長期目標及び短期目標を踏まえて、個別支援計画の支援内容、担当者、連携の頻度等について検討する。それに基づき、支援目標、支援内容を設定し、個別支援計画を作成する。	270分 1日目：200分 2日目：70分
	個別支援計画の実施状況の把握（モニタリング）及び記録方法（演習）	モデル事例を活用したグループワークにより、事業者が提供している支援のモニタリングについて、サービス等利用計画との連動性を念頭に置きながら、視点・目的・手法等を理解する。	180分 2日目：180分
合 計			15時間

※1日目9：30～18：50、2日目9：15～17：40終了予定

※上記のカリキュラム時間割には、オリエンテーション、閉講式（修了証書交付）は含まれません（前後20分程度）。

※上記のカリキュラムの詳細及び時間割は、変更となる場合があります。

## 別紙 2

## 2019年度北海道児童発達支援管理責任者研修カリキュラム

区分	科目	内容	時間数
児童発達支援管理責任者の基本姿勢とサービス提供のプロセスに関する講義【7.5時間】	支援提供の基本的な考え方	支援提供の基本的な考え方として、利用者主体の視点、自立支援の視点、エンパワメントの視点、ICFの視点、現実的な支援計画に基づく支援提供、連携の必要性等について理解する。	60分 1日目：40分 2日目：20分
	支援提供のプロセス	P D C Aサイクルによる支援内容を確認することの重要性とその方法、個別支援計画の意義を理解する。	90分 1日目：65分 2日目：25分
	障害児支援利用計画と個別支援計画の関係	障害児支援利用計画における総合的な援助方針を導き出すプロセスを理解し、個別支援計画の出発点が障害児支援利用計画の総合的な援助方針であることを認識する。また、障害児支援利用計画が生活全体の範囲に及び、個別支援計画が生活全体をイメージしながらも事業所内支援に重点を置いた計画であることを理解する。	90分 1日目：75分 2日目：15分
	支援提供における利用者主体のアセスメント	支援提供における利用者を主体としたアセスメントの考え方やその手法について理解する。また、障害種別や各ライフステージ、児童発達支援において留意すべき視点について理解する。	150分 1日目：60分 2日目：90分
	個別支援計画作成のポイントと作成手順	個別支援計画作成におけるポイントと手順についての事例等を活用し、作成の視点がリスクマネジメントのみに陥らないように、エンパワメントの視点やストレングスの活用について理解するとともに、作成手順を習得する。	60分 1日目：40分 2日目：20分
サービス提供プロセスの管理に関する演習（7.5時間）	個別支援計画の作成（演習）	モデル事例を活用したグループワークにより、障害児支援利用計画に示される総合的な援助方針、長期目標及び短期目標を踏まえて、個別支援計画の支援内容、担当者、連携の頻度等について検討する。それに基づき、支援目標、支援内容を設定し、個別支援計画を作成する。	270分 1日目：200分 2日目：70分
	個別支援計画の実施状況の把握（モニタリング）及び記録方法（演習）	モデル事例を活用したグループワークにより、事業者が提供している支援のモニタリングについて、障害児支援利用計画との連動性を念頭に置きながら、視点・目的・手法等を理解する。	180分 2日目：180分
合 計			15時間

※1日目 9:30～18:50、2日目 9:15～17:40 終了予定

※上記のカリキュラム時間割には、オリエンテーション、閉講式（修了証書交付）は含まれません（前後20分程度）。

※上記のカリキュラムの詳細及び時間割は、変更となる場合があります。

### 別紙3 (サービス管理責任者 実務経験要件)

サービス管理責任者の要件となる実務経験について、申込書中①～④の定義は次のとおり

「① 相談支援業務に従事」

→下記主にⅠ及びⅡの期間の通算で、要件は5年以上

「② 直接支援業務（有資格）に従事」

→下記主にⅡ及びⅠの期間の通算で、要件は5年以上

「③ 直接支援業務（資格なし）に従事」

→下記Ⅲの期間が通算で、要件は8年以上

「④ 国家資格等3年経験者であり相談業務、直接支援業務に従事」

→下記ⅠからⅢまでの期間が通算して3年以上、かつⅣの期間の通算で、要件は3年以上  
(以下「実務経験者」という)

#### Ⅰ

次の①から⑥までに掲げる者が、

身体上若しくは精神上の障害があること

又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の

日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務(以下「相談支援の業務」という。)その他これに準ずる業務に従事した期間

① ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項及び第78条第1項に規定する地域生活支援事業

・改正前の児童福祉法第6条の2第1項に規定する障害児相談支援事業

・改正前の身体障害者福祉法第4条の2第1項に規定する身体障害者相談支援事業

・改正前の知的障害者福祉法第4条に規定する知的障害者相談支援事業

・その他これらに準ずる事業

#### の従事者

② ・児童福祉法第12条第1項に規定する児童相談所

・身体障害者福祉法第11条第2項に規定する身体障害者更生相談所

・改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第50条の2第1項に規定する精神障害者社会復帰施設

・知的障害者福祉法第12条第2項に規定する知的障害者更生相談所

・社会福祉法第14条第1項に規定する福祉に関する事務所

・発達障害者支援法第14条第1項に規定する発達障害者支援センター

・その他これらに準ずる施設

#### の従業者又はこれに準ずる者

③ ・障害者支援施設

・児童福祉法第7条第1項に規定する障害児入所施設

・老人福祉法第5条の3に規定する老人福祉施設

・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第6条第1項に規定する精神保健福祉センター

・生活保護法第38条第2項に規定する救護施設及び同条第3項に規定する更生施設

・介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設及び同条第29項に規定する介護医療院、同法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター

・その他これらに準ずる施設

#### の従業者又はこれに準ずる者

④ ・障害者の雇用の促進等に関する法律第19条第1項に規定する障害者職業センター

・同法第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センター

・その他これらに準ずる施設

#### の従業者又はこれに準ずる者

⑤ ・特別支援学校

・その他これらに準ずる機関

#### の従業者又はこれに準ずる者

- ⑥ ・健康保険法第63条第3項に規定する病院若しくは診療所

**の従業者又はこれに準ずる者**

(社会福祉法第19条第1項(社会福祉主事)各号のいずれかに該当する者、相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得した者と認められる者、IVに掲げる資格を有する者並びに①から⑤までに掲げる従事者及び従業者としての期間が1年以上の者に限る)

**II**

次の①から⑤までに掲げる者であって、

- ・社会福祉法第19条第1項(社会福祉主事)各号のいずれかに該当するもの、
- ・相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したものと認められるもの、
- ・児童福祉法第18条の4に規定する保育士、
- ・児童福祉施設の設定及び運営に関する基準第43条第1項(児童指導員)各号のいずれかに該当するもの、
- ・障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設定及び運営に関する基準第17条第2項各号のいずれかに該当するもの(以下「社会福祉主事任用資格者等」という。)

が、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行った期間、その者及びその介護者に対して介護に関する指導又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援(以下「訓練等」という。)を行った期間並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導その他職業訓練又は職業教育に係る業務(以下「直接支援の業務」という。)に従事した期間

- ① 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院又は診療所の病室であって医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床に係るものその他これらに準ずる施設の従業者
- ② 障害福祉サービス事業、児童福祉法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援事業、老人福祉法第5条の2第2項に規定する老人居宅介護等事業その他これらに準ずる事業の従事者又はこれに準ずる者
- ③ 健康保険法第63条第3項に規定する病院若しくは診療所又は薬局、同法第89条第1項に規定する訪問看護事業所その他これらに準ずる施設の従業者
- ④ 障害者の雇用の促進等に関する法律第44条第1項に規定する子会社(特例子会社)、同法第49条第1項第6号に規定する助成金の支給を受けた事業所(助成金受給事業所)その他これらに準ずる施設の従業者
- ⑤ 特別支援学校その他これらに準ずる機関の従業者又はこれに準ずる者

**III**

IIの①から⑤までに掲げる者であって、**社会福祉主事任用資格者等でない者が、直接支援の業務に従事した期間**

**IV**

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士又は精神保健福祉士が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間

注) ここで、1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上であることをいうものとする。

例えば、5年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が5年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が900日以上であることをいう。

#### 別紙 4 (児童発達支援管理責任者 実務経験要件)

児童発達支援管理責任者の要件となる実務経験について、申込書中⑤～⑧の定義は次のとおり

「⑤ 相談支援業務に従事」  
→下記主にⅠ及びⅡの期間の通算で、5年以上かつ当該期間からⅢの期間を除いた期間が、3年以上

「⑥ 直接支援業務（有資格）に従事」  
→下記主にⅡ及びⅠの期間の通算で、5年以上かつ当該期間からⅢの期間を除いた期間が、3年以上

「⑦ 直接支援業務（資格なし）に従事」  
→下記Ⅳの期間が通算で、8年以上かつ当該期間からⅤの期間を通算した期間を除いた期間が3年以上

「⑧ 国家資格等5年経験者であり相談業務、直接支援業務に従事」  
→下記Ⅰ、Ⅱ、Ⅳの期間を通算した期間から、Ⅲ及びⅤの期間を通算した期間を除いた期間が3年以上かつⅥの期間が通算で5年以上  
(以下「実務経験者」という)

#### Ⅰ

次の①から⑥までに掲げる者が、

身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者、又は児童福祉法第4条第1項に規定する児童（以下「児童」という。）の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務（以下「相談支援の業務」という。）その他これに準ずる業務に従事した期間

- ① ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項及び第78条第1項に規定する地域生活支援事業

- ・改正前の児童福祉法第6条の2第1項に規定する障害児相談支援事業
- ・改正前の身体障害者福祉法第4条の2第1項に規定する身体障害者相談支援事業
- ・改正前の知的障害者福祉法第4条に規定する知的障害者相談支援事業
- ・その他これらに準ずる事業

#### の従事者

- ② ・児童相談所

- ・児童福祉法第44条の2第1項に規定する児童家庭支援センター
- ・身体障害者福祉法第11条第2項に規定する身体障害者更生相談所
- ・改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第50条の2第1項に規定する精神障害者社会復帰施設
- ・知的障害者福祉法第12条第2項に規定する知的障害者更生相談所
- ・社会福祉法第14条第1項に規定する福祉に関する事務所
- ・発達障害者支援法第14条第1項に規定する発達障害者支援センター
- ・その他これらに準ずる施設

#### の従業者又はこれに準ずる者

- ③ ・障害児入所施設

- ・児童福祉法第37条に規定する乳児院
- ・児童福祉法第41条に規定する児童養護施設
- ・児童福祉法第43条の2に規定する児童心理治療施設
- ・児童福祉法第44条に規定する児童自立支援施設
- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第1項に規定する障害者支援施設
- ・老人福祉法第5条の3に規定する老人福祉施設
- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第6条第1項に規定する精神保健福祉センター
- ・生活保護法第38条第2項に規定する救護施設及び同条第3項に規定する更生施設
- ・介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設及び同条第29項に規定する介護医療



**院、同法第115条の4第1項に規定する地域包括支援センター**

- ・その他これらに準ずる施設

**の従業者又はこれに準ずる者**

- ④ ・障害者の雇用の促進等に関する法律第19条第1項に規定する障害者職業センター  
・同法第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センター  
・その他これらに準ずる施設

**の従業者又はこれに準ずる者**

- ⑤ ・学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く）  
・その他これらに準ずる機関

**の従業者又はこれに準ずる者**

- ⑥ ・健康保険法第63条第3項に規定する病院若しくは診療所

**の従業者又はこれに準ずる者**

（社会福祉法第19条第1項（社会福祉主事）各号のいずれかに該当する者、相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得した者と認められる者、VIに掲げる資格を有する者並びに①から⑤までに掲げる従事者及び従業者としての期間が1年以上の者に限る）

## II

次の①から⑤までに掲げる者であって、

- ・社会福祉法第19条第1項（社会福祉主事）各号のいずれかに該当するもの、
- ・相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したものと認められるもの、
- ・児童福祉法第18条の4に規定する保育士、
- ・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第43条第1項（児童指導員）各号のいずれかに該当するもの
- ・障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準第17条第2項各号のいずれかに該当するもの（以下「社会福祉主事任用資格者等」という。）

が、身体上又は精神上的の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者又は児童につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援（以下「訓練等」という）を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務（以下「**直接支援の業務**」という。）に従事した期間

- ① 障害児入所施設、児童福祉法第36条に規定する助産施設、乳児院、同法第38条に規定する母子生活支援施設、同法第39条第1条に規定する保育所、同法第39条の2第1項に規定する幼保連携型認定こども園、同法第40条に規定する児童厚生施設、児童家庭支援センター、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院又は診療所の病室であって医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床に係るものその他これらに準ずる施設の従業者
- ② 障害児通所支援事業、同法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業、同条第2項に規定する放課後児童健全育成事業、同条第3項に規定する子育て短期支援事業、同条第4項に規定する乳児家庭全戸訪問事業、同条第5項に規定する養育支援訪問事業、同条第6項に規定する地域子育て支援拠点事業、同条第7項に規定する一時預かり事業、同条第8項に規定する小規模住居型児童養育事業、同条第9項に規定する家庭的保育事業、同条第10項に規定する小規模保育事業、同条第11項に規定する居宅訪問型保育事業、同条第12条に規定する事業所内保育事業、同条第13項に規定する病児保育事業並びに同条第14条に規定する子育て援助活動支援事業、障害福祉サービス事業、老人福祉法第5条の2第2項に規定する老人居宅介護等事業その他これらに準ずる事業の従事者又はこれに準ずる者
- ③ 健康保険法第63条第3項に規定する病院若しくは診療所又は薬局、同法第89条第1項に規定する訪問看護事業所その他これらに準ずる施設の従業者

- ④ 障害者の雇用の促進等に関する法律第44条第1項に規定する子会社（特例子会社）、同法第49条第1項第6号に規定する助成金の支給を受けた事業所（助成金受給事業所）その他これらに準ずる施設の従業者
- ⑤ 学校その他これに準ずる機関の従業者又はこれに準ずる者

### Ⅲ

老人福祉施設、救護施設、更正施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域包括支援センターその他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者が、相談支援の業務その他これに準ずる業務に従事した期間及び老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、療養病床関係病室その他これらに準ずる施設の従業者、老人居宅介護等事業その他これに準ずる事業の従事者又は特例子会社、助成金受給事業所その他これらに準ずる施設の従業者であって、**社会福祉主事任用資格者等であるものが、直接支援の業務に従事した期間を合算した期間**

### Ⅳ

Ⅱの①から⑤までに掲げる者であって、**社会福祉主事任用資格者等でない者が、直接支援の業務に従事した期間**

### Ⅴ

老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、療養病床関係病室その他これらに準ずる施設の従業者、老人居宅介護等事業その他これに準ずる事業の従事者又は特例子会社、助成金受給事業所その他これらに準ずる施設の従業者であって、**社会福祉主事任用資格者等でない者が、直接支援の業務に従事した期間を合算した期間**

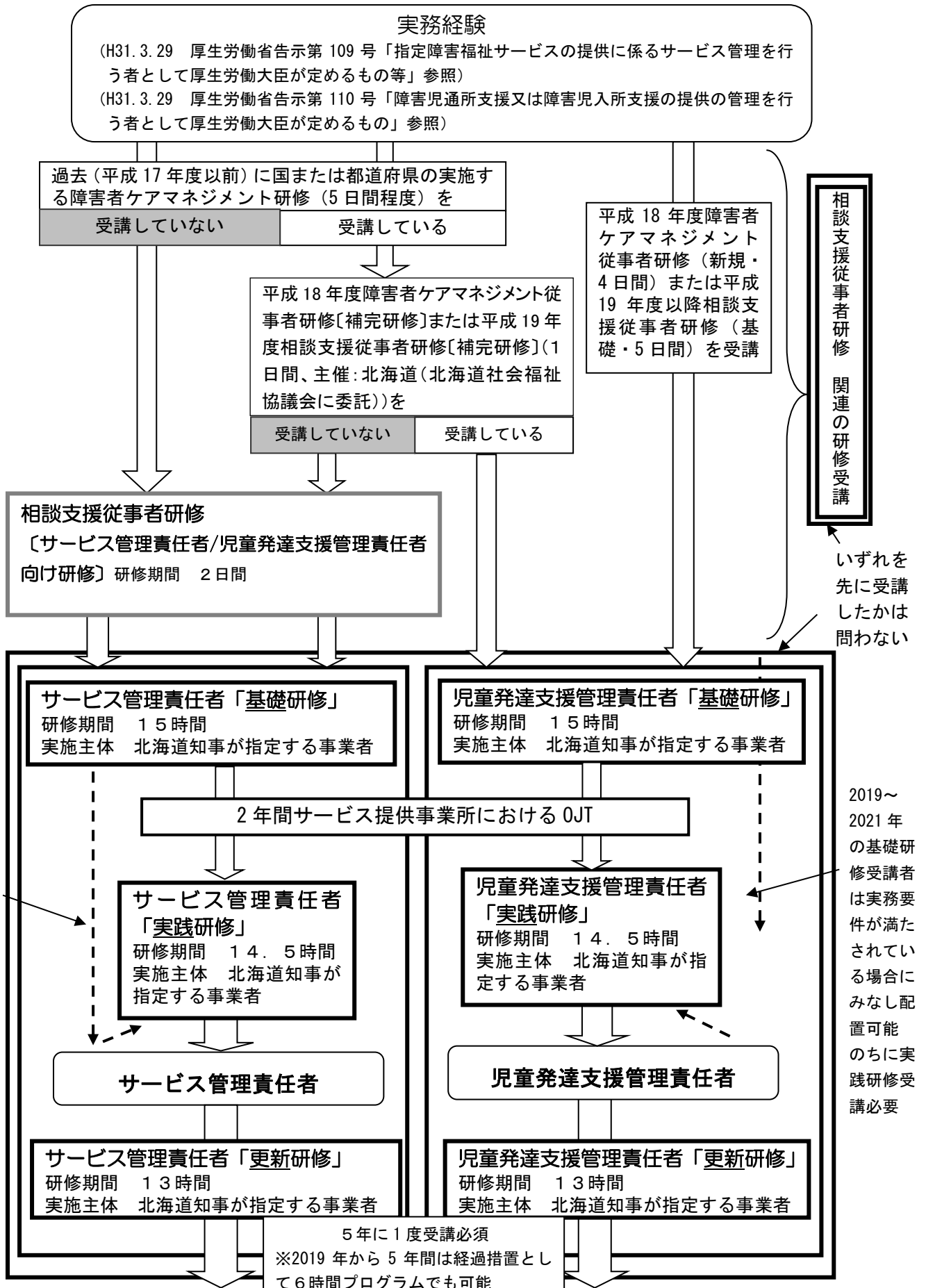
### Ⅵ

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士又は精神保健福祉士が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間

注) ここで、1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上であることをいうものとする。

例えば、5年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が5年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が900日以上であることをいう。

(参考) サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の配置に係る必要な研修の要件について



## 別紙6

## 北海道サービス管理責任者基礎研修・北海道児童発達支援管理責任者基礎研修 講師一覧

講義・演習名	講師氏名	所属	専門分野	略歴・業績
講義③④⑤	明河 さち	合同会社A I D O N E グループホームまちかど	精神障害者支援 知的障害者支援	平成11年4月～平成12年9月 社会福祉法人すかい 第二皇海荘 平成13年2月～平成18年3月 特定非営利活動法人あずまし家 グループホーム エルム 平成18年4月～平成30年3月 特定非営利活動法人北のまちかど グループホーム まちかど 平成30年4月～現在 合同会社A I D O N E グループホームまちかど ※平成30年度の北海道サービス管理責任者等研修講師実績あり
講義③④⑤	金子 志	社会福祉法人楡の会 児童発達支援センターきらめきの里	児童発達支援	平成7年4月～現在 社会福祉法人楡の会 福祉部 部長 児童発達支援センターきらめきの里 地域支援マネージャー ※平成30年度の北海道サービス管理責任者等研修講師実績あり
講義③④⑤	木田 祥平	社会福祉法人 函館一条	障害者全般の就 労支援	平成12年4月～ 社会福祉法人函館ようき会（現：函館一条） 平成31年4月～現在 同法人 ワークセンター一条 管理者兼サービス管理責任者 ※平成30年度の北海道サービス管理責任者等研修講師実績あり
講義③④⑤	佐々木尚子	社会福祉法人あむ 児童発達支援・放課後等 デイサービスに・こ・ぱ	児童発達支援 保育	平成8年4月～平成12年3月 社会福祉法人常徳会 中の島興正保育園 平成12年4月～平成15年11月 社会福祉法人楡の会 きらめきの里 平成17年9月～平成23年6月 医療法人社団 たさきこども相談診療室 平成23年4月～平成26年3月 学校法人三幸学園 札幌こども専門学校 平成25年1月～平成30年3月 有限会社オフィス大坪 児童デイサービスドリーム中央 平成30年4月～現在 社会福祉法人あむ 児童発達支援・放課後等デイサービスに・こ・ぱ ※平成30年度の北海道サービス管理責任者等研修講師実績あり
講義③④⑤	佐藤 忠峰	有限会社C o l o r s	障害者全般の地 域生活支援	平成16年9月～平成18年9月 特定非営利活動法人法人岩 ヘルパー業務 平成18年10月～現在 有限会社C o l o r s 設立 代表就任 ヘルパー業務 共同住居宿泊業務 ※平成30年度の北海道サービス管理責任者等研修講師実績あり

講義・演習名	講師氏名	所属	専門分野	略歴・業績
講義③④⑤	林 範行	株式会社エールアライブ 就労移行支援事業所エールアライブ	障害者の地域生活・就労支援	平成12年11月～平成16年3月 札幌いちご会 平成16年4月～平成27年3月 社会福祉法人アンビシャス 平成27年4月～現在 株式会社エールアライブ 就労移行支援事業所 管理者・サービス管理責任者 ※平成30年度の北海道サービス管理責任者等研修講師実績あり
講義①②③④⑤ ・演習①②	日置 真世	特定非営利活動法人 北海道地域ケアマネジメントネットワーク	相談支援 地域づくり 障害者福祉全般	平成12年4月～平成20年5月 特定非営利活動法人地域生活支援ネットワークサロン事務局代表 平成20年5月～平成23年3月 北海道大学子ども発達臨床研究センター助手 平成20年6月～平成29年3月 札幌市スクールソーシャルワーカー 平成23年4月～平成28年3月 フリーソーシャルワーカー 平成28年4月～ 現職 北海道障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部 本部員 北海道自立支援協議会 人材育成部会長 ※平成30年度の北海道サービス管理責任者等研修講師実績あり
講義③④⑤	米谷 雅子	社会福祉法人 北海道社会福祉事業団 だて地域生活支援センター	知的障害者支援	平成2年4月～平成5年11月 砂川市ことばの教室 平成5年12月～平成16年3月 社会福祉法人北海道社会福祉事業団 北海道立太陽の園 平成16年4月～平成25年3月 同法人 北海道立福祉村 平成25年4月～現在 同法人 だて地域生活支援センター ※平成30年度の北海道サービス管理責任者等研修講師実績あり

※ 講義・演習名称については、別紙1・2の「サービス提供の基本的な考え方」（講義①）、「サービス提供プロセス」（講義②）、「サービス等利用計画と個別支援計画の関係」（講義③）、「サービス提供事業所の利用者主体のアセスメント」（講義④）、「個別支援計画作成のポイントと作成手順」（講義⑤）、「個別支援計画の作成」（演習①）、「個別支援計画の実施状況の把握（モニタリング）および記録方法」（演習②）をいう。

※ また、その他、やむを得ない事情により講師を変更することがあります。

**北海道サービス管理責任者基礎研修及び北海道児童発達支援管理責任者基礎研修  
申込フォーム記載内容と注意事項**

**★は必須事項です。入力、記載がない場合には申し込みができません。**

(1) ★研修種別

希望する研修種別を選択してください。

(2) 受講者情報

★氏名（ふりがな） 現職名 ★生年月日 ★性別

(3) 所属情報

法人名、事業所名、★住所、電話番号、FAX 番号  
受講申し込み者の現在の所属についてお書きください。

(4) 受講可否通知の宛先 ※(3)と異なる場合のみ

住所、電話番号、FAX 番号

※事業所開設予定のため所在地が確定しない等の場合に、郵便物の受取が可能な宛先（受講申込者の自宅住所等）を記載します。

(5) サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として配置する事業所の状況

★設置状況、法人名、事業所、事業所番号、住所、サービス種別

(3)の現在の所属と混同されるケースが見られますが、受講を申し込みする人が受講後に配置される予定の事業所を書きます。記載されたサービス種別が希望する研修種別と合致しない場合には受講決定できませんので、ご注意ください。

(6) 実務経験

平成 31 年 4 月から実務経験の要件が変更となっています（別紙 3, 4）。平成 29 年 4 月から児童発達支援管理責任者については老人福祉施設等のみの実務経験では配置できなくなりましたので、ご注意ください。別紙 3, 4 をよく参照の上、該当する実務経験を選択し、従事した年月数を正確に記入してください。児童発達支援管理責任者については実務経験に対して老人福祉施設等を除いた期間をご確認のうえ、記入をお願いします。

**※児童発達支援管理責任者の実務経験（特に「うち」以降の記載）の記載漏れが目立っています。⑤⑥⑦⑧に記載した経験年数のうち、老人福祉施設等での経験年数を除いた期間を記載ください。記載のない場合は実務経験が確認できないため、選考の際に優先順位が下がります。**

例 1) 保育士資格があり、保育所（Ⅱ-①）で 2 年働いたのち、仕事をやめ、7 年間のブランクの後、子育て支援センター（子育て短期支援事業所（Ⅱ-②））で週 5 日のパートで 3 年働き、放課後等デイサービス（障害児通所支援事業（Ⅱ-②））で正職員として働き始めて 1 年 5 カ月が経っている。

→⑥の実務経験に該当 2 年+3 年+1 年 5 カ月=6 年 5 カ月

うちⅢを除く期間は 6 年 5 カ月 - (除く期間はなし) = 6 年 5 カ月

例 2) 資格は持っておらず、知的障害者の入所施設（障害児入所施設（Ⅳ-Ⅱ-①））で 2 年半、特別養護老人ホーム（老人福祉施設（Ⅴ））で 5 年、放課後等デイサービス（障害児通所支援事業所（Ⅳ-Ⅱ-②））で働き 3 年 8 カ月が経つ。

→⑦の実務経験に該当 2 年 6 か月+5 年+3 年 8 カ月=11 年 2 カ月

うちⅤを除く期間は 11 年 2 カ月 - 5 年 = 6 年 2 カ月

例 3) 社会福祉士の資格があり、老健施設（介護老人保健施設（Ⅲ））で相談員として 4 年働き、地域包括支援センター（Ⅲ）で相談員として 2 年働き、放課後等デイサービス（障害児通所支援事業（Ⅱ-②））の児童指導員に転職して、3 年 4 ヶ月が経つ。

→⑧の実務経験に該当 4 年+2 年+3 年 4 カ月=9 年 4 カ月（国家資格活用は 6 年）

うちⅢ、Ⅴを除く期間は 9 年 4 カ月 - 4 年 - 2 年 = 3 年 4 カ月

実務経験を満たしていることは配置の要件ではありますが、本研修の受講要件ではありませんので、申込時に実務経験を証明する者の提出は不要です。また、要件についての問い合わせは募集要領の3ページに掲載した行政の各担当となります。当法人に問合せをされてもお答えできませんので、ご注意ください。

なお、研修申込の際の実務経験の内容や期間は受講希望者多数の場合の選考の優先順位の参考とさせていただきます。

**(7) 受講に対する必要な配慮**

希望される内容がある方はご記入ください。申し込み後に詳細について直接確認をとらせていただくことがあります。また、ご希望に十分対応できない場合もありますので、ご了承ください。

**(8) 相談支援従事者研修等の受講（修了）歴**

別紙6の通り、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者に従事するためには本研修の他に「平成18年障害者ケアマネジメント従事者研修」または平成19年以降の「相談支援従事者研修」基礎研修の前期講義2日・または同研修の「サービス管理責任者/児童発達支援管理責任者向け研修」または同研修「補完研修」の受講が必要となるため、確認をする項目です。申込者の修了の有無を入力ください。

**(9) 配置が必要な事業所の状況★**

本研修は毎回大変多くの受講希望があります。選考にあたっては当該事業所における配置の必要性、緊急性またはその他の事情を考慮しています。必要な状況について正しく記入ください。よって、同じ事業所から複数の受講決定ができる状況ではありませんので、基本的には各事業所1名（2名以上の配置が必要な事業所においてはその必要数を上限）の申し込みをお願いします。また、「3. 配置に必要な具体的な理由」も必ずお書きください。

「4. 同一事業所から複数申し込みする場合の優先順位」は、申込多数の場合、同一事業所からの受講人数を調整しますので、事業所内の優先順位を入力してください。

**(10) 所属長の推薦★**

本研修は原則として個人からの申し込みを受け付けておりません。事業所を運営する法人の責任者からの依頼としての申し込みとなりますので、必ず、所属長の推薦を確認してください。

**(11) 送信内容のチェック★**

送信内容をもう一度見直してください。必須事項の記載がない場合、送信できません。また、送信が完了すると記載のメールアドレスに通知が届きますので、確認してください。申し込み内容の確認のため、送信前に画面をプリントアウトして保管することをお勧めします。

**※提出いただく申込み内容に虚偽の内容が発覚した場合は、受講決定した場合においても、受講の受付及び受講決定を取り消す場合がありますのでご留意願います。**

※記載いただいた個人情報、研修事業所指定先である北海道と共有のうえ、本研修の申込み事務、受講者の選定のため利用します。それ以外の目的で本人の了承なく個人情報を利用及び第三者に開示することはありません。また、この申込みにより、これらの目的のための個人情報の利用について申込者から合意があったものとみなします。なお、受講決定者に関しては受講者名簿として活用する予定です。詳しくは受講決定通知送付の際にお知らせします。